

# 戸田FAX情報

NO. 604

平成29年10月10日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 平成29年9月分より 厚生年金保険料率が改定されました

今年も厚生年金保険料率の改定時期となりました。

厚生年金の保険料率は、平成16年から段階的に引き上げられてきましたが、平成29年9月（今回の改定）を最後に引き上げが終了し、以降の厚生年金保険料率は18.3%で固定されます。

なお、国民年金保険料については、すでに今年4月に引き上げが終了しています。今後は決められた収入（保険料＋国庫負担）の範囲で、年金の給付水準が調整されます。

### 《本年の改正後の保険料率（坑内員・船員の方を除く）》

		平成29年8月分まで	平成29年9月分以降
厚生年金保険料率	総額	18.182%	18.3%
	本人負担分	(9.091%)	(9.15%)

※健康保険料率・介護保険料率は変更なし

給与計算をする際に、本人の給与から控除する保険料額が変わりますので、お気を付けてください。変更するタイミングは、10月支給分の給与計算から変更となります。

（当月徴収の場合は、9月支給分の給与計算から変更となります）

また、毎年7月に提出する算定基礎届の結果、標準報酬月額が変更になる人がいる場合の変更のタイミングも上記の厚生年金保険料率の変更と同様に9月分からとなっていますので、年金事務所から届いている「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」をご確認いただき、変更となる人がいる場合は変更忘れのないようご注意ください。

なお、9月に賞与を支給される場合は、9月1日以降に支給した分から新しい厚生年金保険料率の対象とされますので、こちらもあわせてご注意ください。

（担当社会保険労務士：屋和田珠紀）